

地域経済レポート

三重県内企業、賃金引き上げは約8割。賃上げ率は過去最高の3.67%。

三重県内企業の賃上げ率が今年度さらに上昇した。

当社が2025年7月に三重県内の事業所（以下、企業）に行った調査（回答474社）によると、4～7月に賞与等を含む賃金を引き上げた企業は79.7%と約8割を占め、賃上げ率は回答平均で3.67%となった。賃上げ率は、2024年7月の3.46%をさらに上回り、2017年の調査開始以来の過去最高を更新した。なお、各年1月時点で調査している当年度の賃上げ率では、2024年度は3.60%だった。

賃金引き上げの内容をみると、全従業員の基本給の水準を一律に引き上げる「ベースアップ」が50.4%と半数超に上った。賃上げの背景には、依然続く物価上昇と人手不足に伴う人材獲得競争がある。人材の採用が困難な中、従業員の離職防止とモチベーションアップのため賃上げを行う企業は多い。

最低賃金も上昇の一途である。三重県地方最低賃金審議会は8月15日に三重労働局長に対し、三重県の最低賃金を時間額1,087円に改正する旨の答申を行った。現行の時間額1,023円からの引き上げ額は64円と、1990年代以降最大となる見込みである。改正が決定されれば、11月21日から施行されることとなる。

度重なる賃上げは企業にとって経営の最大の重荷となっている。上記の当社の調査では、経営上の問題についてもたずねており、「人件費の上昇」を挙げる企業は、2024年以降急激に増加し、2025年7月時点では49.9%と約半数を占め、6半期連続1位だった「原材料高」を抜いて1位となった。また、価格転嫁状況をみると、仕入価格上昇分の販売価格への転嫁率は回答平均で66%だったが、人件費上昇分の転嫁率は56%にとどまっている。

中小企業が賃上げを継続するための原資を確保していくには、人件費も含めた価格転嫁等の取引価格の適正化が不可欠で、そのためにはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁の動きを定着させていくことが重要となる。政府はこれらの実現を図るため、下請法及び下請振興法の一部を改正し、2026年1月1日から施行する^(※)。改正法では、委託事業者が価格交渉の協議を適切に行わないで一方的に代金額を決定することを新たに禁止するほか、法の適用対象となる事業者や取引の範囲を広げるなどして、価格転嫁を阻害し中小受託者に負担を押し付ける商習慣の一掃を図る。

一方、中小企業は、政府が公表している価格交渉転嫁支援ツールのほか、賃上げと生産性向上に資する設備投資の一部を助成する業務改善助成金や、非正規社員の賃上げなどを支援するキャリアアップ助成金など、様々な賃上げ支援策を活用できる。賃上げで人材を惹きつけ、生産性向上と成長につなげる。持続的かつ構造的な賃上げへの姿勢が問われる。

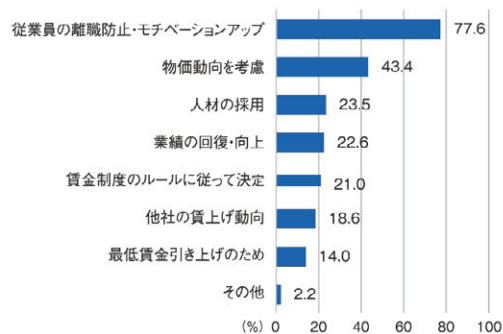
(※)「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」。新名称は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」及び「受託中小企業振興法」。

■賃上げ企業の割合と賃上げ率（7月時点）



資料：百五総合研究所「景況調査」より作成

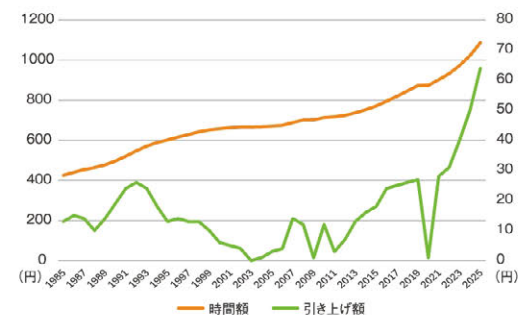
■賃金引き上げの理由（複数回答）



※2025年7月時点

資料：百五総合研究所「景況調査」より作成

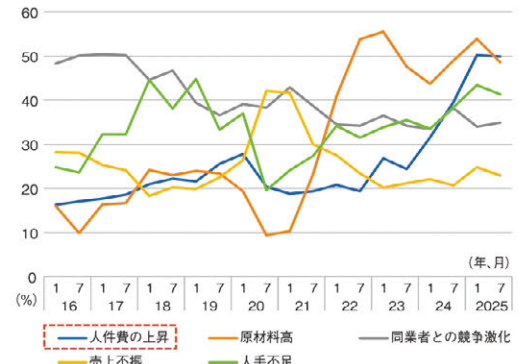
■三重県の最低賃金（時間額）と引き上げ額



※2025年度は、三重県地方最低賃金審議会による2025年8月15日の改正答申に基づく。

資料：三重労働局「三重県最低賃金の推移」、「令和7年度三重県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について」より作成

■経営上の問題（複数回答）



資料：百五総合研究所「景況調査」より作成